

岩手県告示第606号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、種苗生産事業者の登録に係る講習会を次のとおり開催する。

令和6年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月3日(月) 午前9時から午後5時まで

(2) 場所 岩手県庁5階 5-J会議室

2 受講手続 受講申込書を令和7年1月14日(火)までに所管広域振興局長に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県農林水産部森林整備課又は最寄りの広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部若しくは農林部農林振興センターに問い合わせること。